

平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案参照条文

目次

一	地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（抄）	1
二	地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十年法律第四百十六号）（抄）	10
三	地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）（抄）	11
四	平成六年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成七年法律第十八号）（抄）	11
五	地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）	13
六	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）	13

○ 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（抄）

（交付税の総額）

第六条 所得税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の三十二、法人税の収入額の百分の三十四、消費税の収入額の百分の二十九・五並びにたばこ税の収入額の百分の二十五をもつて交付税とする。

2 毎年度分として交付すべき交付税の総額は、当該年度における所得税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の三十二、法人税の収入見込額の百分の三十四、消費税の収入見込額の百分の二十九・五並びにたばこ税の収入見込額の百分の二十五に相当する額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における交付税で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交付した額を当該合算額から減額した額とする。

（交付税の種類等）

第六条の二 交付税の種類は、普通交付税及び特別交付税とする。

2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額は、前条第二項の額の百分の九十六に相当する額とする。

3 毎年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前条第二項の額の百分の四に相当する額とする。

（特別交付税の額の変更等）

第六条の三 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が第十条第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額をこえる場合においては、当該超過額は、当該年度の特別交付税の総額に加算するものとする。

2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第十条第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第六条第一項に定める率の変更を行うものとする。

(普通交付税の額の算定)

第十条 普通交付税は、毎年度、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体に対して、次項に定めるところにより交付する。

2 各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額は、当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額（以下本項中「財源不足額」という。）とする。ただし、各地方団体について算定した財源不足額の合算額が普通交付税の総額をこえる場合においては、次の式により算定した額とする。

$$\text{当該地方団体の財源不足額} - \text{当該地方団体の基準財政需要額} \times \left(\frac{\text{財源不足額の合算額} - \text{普通交付税の総額}}{\text{基準財政需要額が財源不足額をこえる地方団体の基準財政需要額の合算額}} \right)$$

3 総務大臣は、前二項の規定により交付すべき普通交付税の額を、遅くとも毎年八月三十一日までに決定しなければならない。但し、交付税の総額の増加その他特別の事由がある場合においては、九月一日以後において、普通交付税の額を決定し、又は既に決定した普通交付税の額を変更することができる。

4 総務大臣は、前項の規定により普通交付税の額を決定し、又は変更したときは、これを当該地方団体に通知しなければならない。

5 第三項ただし書の規定により一部の地方団体について既に決定した普通交付税の額を変更した場合においては、それがために他の地方団体について既に決定している普通交付税の額を変更することはしないものとする。

6 当該年度分として交付すべき普通交付税の総額が第二項但書の規定により算定した各地方団体に対して交付すべき普通交付税の合算額に満たない場合においては、当該不足額は、当該年度の特別交付税の総額を減額してこれに充てるものとする。

(基準財政需要額の算定方法)

第十一条 基準財政需要額は、測定単位の数値を第十三条の規定により補正し、これを当該測定単位ごとの単位費用に乗じて得た額を当該地方団体について合算した額とする。

(特別交付税の額の算定)

第十五条 特別交付税は、第十一条に規定する基準財政需要額の算定方法によつては捕そくされなかつた特別の財政需要があること、第十四条の規定によつて算定された基準財政収入額のうちに著しく過大に算定された財政収入があること、交付税の額の算定期日後に生じた災害（その復旧に要する費用が国の負担によるものを除く。）等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があることにより、基準財政需要額又は基準財政収入額の算定方法の画一性のため生ずる基準財政需要額の算定過大又は基準財政収入額の算定過少を考慮しても、なお、普通交付税の額が財政需要に比して過少であると認められる地方団体に対して、総務省令で定めるところにより、当該事情を考慮して交付する。

2 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、前項の規定により各地方団体に交付すべき特別交付税の額を、毎年度、二回に分けて決定するものとし、その決定は、第一回目は十二月中に、第二回目は三月中に行わなければならない。この場合において、第一回目の特別交付税の額の決定は、その総額が当該年度の特別交付税の総額のおおむね二分の一に相当する額以内の額となるように行うものとする。

3 激甚災害^{じんさい}に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二条第一項に規定する激甚災害その他の事由であつて、関係地方団体の財政運営に特に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるものが発生したことにより、前項の規定により難い場合における関係地方団体に交付すべき特別交付税の額の決定については、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関し特例を設けることができる。

4 総務大臣は、第二項前段又は前項の規定により特別交付税の額を決定したときは、これを当該地方団体に通知しなければならない。

(交付時期)

第十六条 交付税は、毎年度、左の表の上欄に掲げる時期に、それぞれの下欄に定める額を交付する。ただし、四月及び六月において交付すべき交付税については、当該年度において交付すべき普通交付税の額が前年度の普通交付税の額に比して著しく減少することとなると認められる地方団体又は前年度においては普通交付税の交付を受けたが、当該年度においては普通交付税の交

付を受けないこととなると認められる地方団体に対しては、当該交付すべき額の全部又は一部を交付しないことができる。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
四月及び六月	前年度の当該地方団体に対する普通交付税の額に当該年度の交付税の総額の前年度の交付税の総額に対する割合を乗じて得た額のそれぞれ四分の一に相当する額
九月	当該年度において交付すべき当該地方団体に対する普通交付税の額から四月及び六月に交付した普通交付税の額を控除した残額の二分の一に相当する額
十一月	当該年度において交付すべき当該地方団体に対する普通交付税の額から既に交付した普通交付税の額を控除した額
十二月	前条第二項の規定により十二月中に総務大臣が決定する額
三月	前条第二項の規定により三月中に総務大臣が決定する額

2 当該年度の国の予算の成立しないこと、国の予算の追加又は修正により交付税の総額に変更があつたこと、大規模な災害があつたこと等の事由により、前項の規定により難い場合における交付税の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、交付税の総額の変更の程度、前年度の交付税の額、大規模な災害による特別の財政需要の額等を参しやくして、総務省令で定めるところにより、特例を設けることができる。

3 道府県又は市町村が前二項の規定により各交付時期に交付を受けた交付税の額が当該年度分として交付を受けるべき交付税の額をこえる場合においては、当該道府県又は市町村は、その超過額を遅滞なく、国に還付しなければならない。

4 第一項の場合において、四月一日以前一年内及び四月二日から当該年度の普通交付税の四月又は六月に交付すべき額が交付されるまでの間に地方団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における前年度の関係地方団体の交付税の額の算定方法は、第九条の規定に準じ、総務省令で定める。

（交付税の額の算定に用いる数の錯誤等）

第十九条 総務大臣は、第十条第四項の規定により普通交付税の額を通知した後において、又は前条第一項の規定による審査の申

立てを受けた際に、普通交付税の額の算定の基礎に用いた数について錯誤があつたことを発見した場合（当該錯誤に係る数を普通交付税の額の算定の基礎に用いた年度（次項において「交付年度」という。）以後五箇年度内に発見した場合に限る。）で、当該地方団体について基準財政需要額又は基準財政収入額を増加し、又は減少する必要が生じたときは、錯誤があつたことを発見した年度又はその翌年度において、総務省令で定めるところにより、それぞれその増加し、又は減少すべき額を当該地方団体に交付すべき普通交付税の額の算定に用いられるべき基準財政需要額若しくは基準財政収入額に加算し、又はこれらから減額した額をもつて当該地方団体の当該年度における基準財政需要額又は基準財政収入額とすることが出来る。

2 普通交付税の額の算定の基礎に用いた数について錯誤があつたことを発見した年度又はその翌年度においては、総務大臣は、総務省令で定めるところにより、前項の規定が適用される地方団体で、同項の規定を適用しない場合でも当該地方団体に交付すべき普通交付税の額の算定に用いられるべき当該年度の基準財政収入額が基準財政需要額をこえるもの又は同項の規定が適用される結果基準財政収入額が基準財政需要額をこえることとなる地方団体について、交付年度分として交付を受けた普通交付税の額が交付を受けるべきであつた普通交付税の額に満たないときは、当該不足額を限度として、これを当該年度の交付税から交付し、交付年度分として交付を受けた普通交付税の額が交付を受けるべきであつた普通交付税の額をこえるときは、当該超過額を限度として、これを返還させることができる。但し、返還させる場合においては、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聞かなければならない。

3 廃置分合又は境界変更のあつた市町村及び錯誤に係る額が著しく多額である地方団体に対する前二項の規定の適用については、総務省令で特例を設けることができる。

4 地方団体がその提出に係る交付税の算定に用いる資料につき作為を加え、又は虚偽の記載をすることによつて、不当に交付税の交付を受けた場合においては、総務大臣は、当該地方団体が受けるべきであつた額を超過する部分（「超過額」という。以下本項及び次項において同じ。）については、当該事実を発見したとき、直ちに当該超過額を返還させなければならない。

5 前項の場合において、当該地方団体は、当該超過額に、当該地方団体が当該地方交付税を受領した日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、年十・九五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する加算金を国に納付しなければならない。ただし、当該地方交付税の交付を受けた後災害があつたことその他特別の理由によりやむを得ない事情があると認められるときは

、総務大臣は、当該加算金を減免し、又は期限を指定して延納を許可することができる。

6 総務大臣は、前五項の規定による措置をする場合においては、その理由、金額その他必要な事項を当該地方団体に対し文書をもつて示さなければならない。この場合において、前二項の規定に該当する地方団体は、総務大臣が示した文書の記載事項をその住民に周知させなければならない。

7 地方団体は、第一項から第五項までの場合においては、前項の文書を受け取った日から三十日以内に、総務大臣に対し異議を申し出ることができる。この場合において、市町村にあつては、当該異議の申出は、都道府県知事を経由してしなければならない。

8 総務大臣は、前項の異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から三十日以内に決定をして、当該団体にこれを通知しなければならない。この場合において、市町村の異議の申出に係るものにあつては、当該通知は、都道府県知事を経由してしなければならない。

(関係行政機関の勧告等)

第二十条の二 関係行政機関は、その所管に係る地方行政につき、地方団体が法律又はこれに基づく政令により義務づけられた規模と内容とを備えることを怠っているために、その地方行政の水準を低下させていると認める場合においては、当該地方団体に對し、これを備えるべき旨の勧告をすることができる。

2 関係行政機関は、前項の勧告をしようとする場合においては、あらかじめ総務大臣に通知しなければならない。

3 地方団体が第一項の勧告に従わなかった場合においては、関係行政機関は、総務大臣に對し、当該地方団体に対し交付すべき交付税の額の全部若しくは一部を減額し、又は既に交付した交付税の全部若しくは一部を返還させることを請求することができる。

4 総務大臣は、前項の請求があつたときは、当該地方団体の弁明を聞いた上、災害その他やむを得ない事由があると認められる場合を除き、当該地方団体に対し交付すべき交付税の額の全部若しくは一部を減額し、又は既に交付した交付税の全部若しくは一部を返還させなければならない。第十九条第六項から第八項までの規定は、この場合について準用する。

5 前項の規定により減額し、又は返還させる交付税の額は、当該行政につき法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容とを備えることを怠つたことに因り、その地方行政の水準を低下させたために不用となるべき額をこえることができない。

(減額し、又は返還された交付税の額の措置)

第二十条の三 前条第四項又は地方財政法第二十六条第一項の規定により、交付すべき交付税の額の全部又は一部を減額した場合においては、その減額した額は、当該年度の特別交付税の総額に算入する。

2 第十九条第二項から第五項まで、前条第四項又は地方財政法第二十六条第一項の規定により、すでに交付した交付税の額の全部若しくは一部を返還させ、又は加算金を納付させた場合においては、その返還され、又は納付された額は、当該返還され、若しくは納付された年度の翌年度又は翌翌年度において、第六条第二項の規定により当該年度分として交付すべき交付税の総額に算入し、当該算入した年度の特別交付税の総額に算入する。

附 則

(平成二十三年度分の交付税の総額の特例)

第四条 平成二十三年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第五号までに掲げる額の合算額に一兆八千百五十億円を加算した額から第六号及び第七号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下この条及び附則第六条の三第三項第一号において「旧法」という。）附則第四条の二第二項の規定において平成二十三年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 八百六十七億円

三 旧法附則第四条の二第三項の規定において平成二十三年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 六千六百九十五億円

四 平成二十三年度における交付税の総額を確保するため前三号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための特例加算額 三兆八千五百五十四億円

五 平成二十三年度における借入金に相当する額 三十三兆五千七百七十二億九千五百四十万八千円

六 平成二十二年度における借入金に相当する額 三十三兆六千六百七十二億九千五百四十万八千円

七 平成二十三年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 四千三百六十一億円

2 平成二十三年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、旧法附則第四条の二第四項の規定において同年度分の交付税の総額から減額することとされていた九百九十八億八千七百四十万円を減額する。

（平成二十四年度から平成六十二年までの各年度分の交付税の総額の特例等）

第四条の二 平成二十四年度から平成六十二年までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号及び第四号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 当該各年度における借入金に相当する額

三 当該各年度の前年度における借入金に相当する額

四 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額

2 平成二十四年度分の交付税の総額については、平成十九年度における国から地方団体への税源の移譲に伴う交付税の総額の減少の影響を緩和するため、前項の額に八百六十七億円を加算する。

3 平成二十四年度分及び平成二十五年度分の交付税の総額については、第一項の額に二千五百五十億円を加算する。

4 平成二十四年度から平成三十八年度までの各年度分の交付税の総額は、平成二十四年度にあつては第一項の額に前二項の規定

により加算される額及び六千二百三十四億八千五百万円を加算した額とし、平成二十五年度にあつては第一項の額に前項の規定により加算される額及び五千五百八十一億円を加算した額とし、平成二十六年度から平成三十八年度までの各年度にあつては第一項の額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に应ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
平成二十六年 度	五千百十二億 円
平成二十七 年度	四千六百九十四億 円
平成二十八 年度	四千二百四億 円
平成二十九 年度	三千八百七億 円
平成三十 年度	三千三百二十七億 円
平成三十一年 度	二千九百六億 円
平成三十二 年度	二千四百六十九億 円
平成三十三年 度	二千十九億 円
平成三十四 年度	千五百七十五億 円
平成三十五 年度	千二百二十九億 円
平成三十六 年度	七百三十六億 円
平成三十七 年度	四百十七億 円
平成三十八 年度	百六十六億 円

5 平成二十四年度から平成二十七年度までの各年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち、平成十九年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち三千九百九十五億四千九百六十万円及び平成二十年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち六千五百九十六億六千九百八十八万円について、平成二十四年度に当該年度分の交付税の総額から三千六百三十六億八千七百四十万円を、平成二十五年度に当該年度分の交付税の総額から二千九百七十

七億八千七百四十万円を、平成二十六年度に当該年度分の交付税の総額から二千三百十七億八千七百四十万円を、平成二十七年
度に当該年度分の交付税の総額から千六百五十八億九千四百九十八万円をそれぞれ減額する。

6 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一
項第六号に掲げる額に相当する額及び地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改
正前の地方交付税法附則第四条第一項第五号に掲げる額に相当する額を平成二十四年度から平成四十二年度までの間に交付税の
総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、平成二十四年度から平成二十七年までの各年度にあつては第四
項の規定による額から八百二十七億三千六百五十万円を、平成二十八年度から平成三十八年度までの各年度にあつては同項の規
定による額から千八百十一億九千九百万円を、平成三十九年度から平成四十二年度までの各年度にあつては第一項の額から九百八
十三億八千二百五十万円をそれぞれ減額した額とする。

7 第一項第二号及び第三号の借入金額は、特別会計に関する法律附則第四条第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ当
該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。

○ 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十年法律第四百十六号）（抄）

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 平成十年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき地方交付税の総額から地方交
付税法第二十条の三第二項の規定により同年度分の地方交付税の総額に算入される額（以下「返還金等の額」という。）と千三
百億円との合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分と
して交付すべき地方交付税の総額から返還金等の額と千三百億円との合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の
額と千三百億円との合算額を加算した額とする。

○ 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）（抄）

附 則

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下この条において「新地方交付税法」という。）の規定は、平成二十三年度分の地方交付税から適用し、平成二十二年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

2 平成二十三年度から平成二十五年年度までの各年度分の地方交付税に限り、新地方交付税法第六条の二第二項及び第三項並びに第十五条第二項の規定の適用については、新地方交付税法第六条の二第二項中「百分の九十六」とあるのは「百分の九十四」と、同条第三項中「百分の四」とあるのは「百分の六」と、新地方交付税法第十五条第二項中「二分の一」とあるのは「三分の一」とする。

3 平成二十六年度分の地方交付税に限り、新地方交付税法第六条の二第二項及び第三項並びに第十五条第二項の規定の適用については、新地方交付税法第六条の二第二項中「百分の九十六」とあるのは「百分の九十五」と、同条第三項中「百分の四」とあるのは「百分の五」と、新地方交付税法第十五条第二項中「二分の一」とあるのは「五分の二」とする。

○ 平成六年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成七年法律第十八号）（抄）

（地方交付税の総額の特例）

第一条 平成六年度分として交付すべき地方交付税の総額に係る地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第六条第二項の規定による額の算定については、平成六年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額、消費税（消費譲与税に係るものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）の収入見込額並びにたばこ税の収入見込額は、同年度の一般会計補正予算

（第1号）による補正後の一般会計予算に計上された所得税、法人税及び酒税の収入見込額、消費税の収入見込額並びにたばこ税の収入見込額（次条第一項において「所得税、法人税及び酒税、消費税並びにたばこ税の平成六年度第一次補正後収入見込額」という。）とする。

2 平成六年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法及び前項の規定により算定した額に三百億円を加算する。

(交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れの特例)

第二条 平成六年度分の交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)第四条の規定による一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の額の算定については、平成六年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額、消費税の収入見込額並びにたばこ税の収入見込額は、所得税、法人税及び酒税、消費税並びにたばこ税の平成六年度第一次補正後収入見込額とする。

2 平成六年度分の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の額は、交付税及び譲与税配付金特別会計法及び前項の規定により算定した額に三百億円を加算した額とする。

(普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第三条 平成六年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき地方交付税の総額(地方交付税法及びこの法律の規定に基づき交付すべき地方交付税の総額をいう。以下この条において同じ。)から地方交付税法第二十条の三第二項の規定により同年度分の地方交付税の総額に算入される額(以下この条において「返還金等の額」という。)と三百億円との合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき地方交付税の総額から返還金等の額と三百億円との合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額と三百億円との合算額を加算した額とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条第二項の規定により加算することとされた額に相当する額については、法律の定めるところにより、平成八年度以降の各年度分として交付すべき地方交付税の総額から減額する措置を講ずることとする。

○ 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）

（地方交付税の減額）

第二十六条 地方公共団体が法令の規定に違背して著しく多額の経費を支出し、又は確保すべき収入の徴収等を怠つた場合においては、総務大臣は、当該地方公共団体に対して交付すべき地方交付税の額を減額し、又は既に交付した地方交付税の額の一部の返還を命ずることができる。

2 前項の規定により減額し、又は返還を命ずる地方交付税の額は、当該法令の規定に違背して支出し、又は徴収等を怠つた額をこえることができない。

3 総務大臣は、第一項の規定により地方交付税の額を減額し、又は地方交付税の額の一部の返還を命じようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）

（一般会計からの繰入れの特例）

第二十四条 第六条の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、当該年度における所得税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の三十二、法人税の収入見込額の百分の三十四、消費税の収入見込額の百分の二十九・五並びにたばこ税の収入見込額の百分の二十五に相当する金額の合算額に、当該年度の前年度以前の年度における地方交付税法による地方交付税に相当する金額でまだ交付税特別会計に繰り入れていない額を加算し、又は当該合算額から当該前年度以前の年度において当該地方交付税に相当する金額を超えて交付税特別会計に繰り入れた額を控除した額に相当する金額を、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

附 則

（交付税及び譲与税配付金勘定における一般会計からの繰入金の額の特例）

第九条 第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、平成二十三年度にあつては同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第一項第二号から第四号までに掲げる額の合算額を加算した額とし、平成二十四年度にあつては第二十四条の規定により算定した額に第一号から第三号までに掲げる額の合算額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、平成二十五年度にあつては同条の規定により算定した額に第二号及び第三号に掲げる額の合算額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、平成二十六年及び平成二十七年に於ては同条の規定により算定した額に第三号に掲げる額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、平成二十八年度から平成三十八年度までの各年度に於ては同条の規定により算定した額に第三号に掲げる額を加算した額とし、平成三十九年度から平成四十二年までの各年度に於ては同条の規定により算定した額から第六号に掲げる額を減額した額とする。

一 地方交付税法附則第四条の二第二項の規定により平成二十四年度分の交付税の総額に加算する金額 八百六十七億円

二 地方交付税法附則第四条の二第三項の規定により平成二十四年度分及び平成二十五年度分の交付税の総額に加算する金額

二千五百五十億円

三 次の表の上欄に掲げる当該各年度に於ける同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
平成二十四年度	六千二百三十四億八千五百万円
平成二十五年度	五千五百八十一億円
平成二十六年	五千百十二億円
平成二十七年	四千六百九十四億円
平成二十八年度	四千二百四億円
平成二十九年度	三千八百七億円
平成三十年	三千三百二十七億円
平成三十一年	二千九百六億円
平成三十二年	二千四百六十九億円

	平成三十三年度	二千十九億円
	平成三十四年度	千五百七十五億円
	平成三十五年度	千百二十九億円
	平成三十六年度	七百三十六億円
	平成三十七年度	四百十七億円
	平成三十八年度	百六十六億円
四	地方交付税法附則第四条の二第六項の規定により平成二十四年度から平成二十七年までの各年度分の交付税の総額から減額する金額	八百二十七億三千六百五十万円
五	地方交付税法附則第四条の二第六項の規定により平成二十八年度から平成三十八年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額	千八百十一億千九百万円
六	地方交付税法附則第四条の二第六項の規定により平成三十九年度から平成四十二年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額	九百八十三億八千二百五十万円